

令和2年第1回定例会 ～総務建設常任委員会 令和2年3月12日～
議事録（総務部、建設部、消防事項抜粋）

部署	頁
総務部財政課	p. 1
総務部情報政策課	p. 5
総務部市民税課	p. 7
総務部固定資産税課	p. 8
総務部防災管財課	p. 10
建設部道路交通課	p. 15
建設部道路管理課	p. 19
建設部都市計画課	p. 22
建設部水みどり課	p. 23
建設部建築課	p. 28
消防本部総務課	p. 31
消防本部警備課	p. 34

(総務部財政課)

○松本暁彦委員

おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。質問につきましては、各課ごとに一応私のほうで整理しております。

最初の1番目が一般会計予算書で、それ以降は、主要事業一覧と予算概要での質問とさせていただきます。まず、1番目、一般会計予算書の15、16ページのほうで歳入歳出において書かれております令和2年度の歳入歳出というものは、過去最高になっているとのこととありますけれども、令和2年度の特徴について、改めてどのようなものか概要をお聞かせください。

○野口博委員長

谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは、質問項目1番目の、予算の特徴についてお答えいたします。

委員からもご指摘いただきましたように、令和2年度の当初予算は372億2,400万円と過去最大となっております。

その一方で、主要基金の取り崩し額は、前年度に比べて1億9,000万円の増加にとどめており、持続可能な行財政運営の推進を図っているというところが、まず一番大きな特徴であると捉えております。

歳入歳出それぞれで特徴を見てまいりますと、歳入歳出両面で影響のあったことといたしまして、まず社会保障と税の一体改革、これが国と地方が協調してこれまで取り組んできましたけれども、これによる影響が歳入歳出両面に出てきているというところが特徴として捉えております。

内容といたしましては、消費税増税に伴いまして、地方消費税交付金の増収が令和2年度からあると。

一方で歳出のほうでは、幼児教育・保育の無償化をはじめとする社会保障経費の充実があったというところが、大きな特徴になっていると考えております。

さらに見ていきますと、やはり今年度、普通建設事業費が大きく伸びていること、それから、先ほど申し上げた幼児教育・保育の無償化をはじめとして、扶助費の伸びがさらに6年連続で3%を超えているというところが大きな特徴であると考えております。

この扶助費の伸びについては、6年連続で3%を超えた伸びとなっております。今後もそういった傾向にあるものと想定いたしております。そういった扶助費の将来的な見込みについては、十分に留意していく必要があると感じております。以上です。

○松本暁彦委員

それでは、2回目の質問をさせていただきます。一部要望が入ります。

まず1番目、財政につきまして、建設事業債、あるいは扶助費の3%増が大きいというところは理解いたしました。幼児教育の無償化等もございます。昨年の決算審査に係る委員会では、消費税増税や幼児・保育の無償化による影響についてというところで議論が交わされました。そこで、実際に施行されてから、財政としてどのような影響が生じているのか、改めてそこに焦点を置いてお聞かせください。

○野口博委員長

再開します。2回目答弁からお願いします。谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは、消費税増税と幼児教育・保育無償化の影響についてお答えいたします。

消費税につきましては、昨年10月から増税となっておりますが、市町村向けの地方消費税交付金が増収となるのは、今年度の6月交付分からという形になっております。

今回、その増収の影響といたしましては、前年度当初予算と今年度当初予算の差額3億8,800万円、これが増収の効果であると大枠では捉えております。

一方、幼児教育・保育の無償化につきましては、歳出については、予算ベースでは3億5,000万円余り増加となっております。

ただ一方で、幼児教育・保育の無償化に係る国・府負担金等もございます。こちらのほうが3億2,000万円ほど増となっておりますので、幼児教育・保育の無償化に係る一般財源の増加としては3,000万円ほどと見込んでおります。

ただし、この社会保障の改革、そのほかにも介護保険の低所得者の保険料軽減でありますとか、そういった新しい取り組みもほかにもございますし、既存の社会保障の経費にも増加を見込んでおるところでございます。今年度については、地方消費税交付金の増収によって、これらの経費は何か賄えるのかなと考えておるところです。以上です。

○松本暁彦委員

それでは、3回目の質問と要望をさせていただきます。もう、ほぼほぼ要望となります。

それでは、1番目、財政についてというところで、消費税増税による市財政歳入への約3億円の増

加というところ、また、幼児保育の無償化においては、一般財源の増加としては3,000万円ほどの状況については理解いたしました。その3億円についても、やはり扶助費の増加が3%増になりますので、そちらのほうに回っていくのかなと考えております。

それを踏まえ、改めて令和2年度、そして、これ以降、どのように財政運営をされていくのか、そのお考えをお聞かせください。

○野口博委員長

そうしたら、谷内田課長。

○谷内田財政課長

それでは、今後の財政運営について、お答えいたします。

今般の社会保障制度の改正は、全世代型の社会保障制度ということで、国、地方が歩調を合わせて取り組んできたところではございます。国のほうでは、2025年、それから2040年に向けて、医療・介護の分野の給付がGDPの伸びを大きく上回る増加を見込んでいるという状況でございます。本市においても、国のそういった動向と大きく変わる要因はございませんので、同様に、そういった医療・介護の分野の給付については、多額の財源は必要になっていくものと考えております。

国でも、今般の改革が最終形と考えているわけではなくて、引き続き、全世代型の社会保障制度を着実に構築するために、総合的な議論を進めていくということを表明されております。国のそういった動きに本市としても歩調を合わせるところは歩調を合わせて、実施していく必要があると考えております。

さらに、今年度予算計上した中では、シティプロモーションでありますとか、鳥飼グランドデザイン、それから摂津市行政経営戦略の策定、そういった将来を見据えた取り組みをするための経費を予算として計上させていただいております。そういった将来を見据えた取り組みをしっかりと着実に取り組んでいくことによって、将来的にも財政に大きく寄与し、持続可能な行財政運営につながっていくものと考えております。以上です。

○野口博委員長

補足答弁で、奥村副市長。

○奥村副市長

それでは、今、財政課長が答弁いたしました、別の角度から、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

行政運営を行っていくのに、やはり経済的な基盤である財政が健全でなければなりません。健全財政といいますと、ただお金があればいいということではなしに、やはり未来を見据えた財源の要は構えというのですか、そういうような分がなければ、複雑多岐にわたる住民要望にも応えられない、こういうことで、サービスと、それから財政というのは一対であろうと私どもは思っております。

それで、今、令和2年ですが、平成の30年をちょっと振り返ってみたいと思っております。平成元年のときには、経常収支比率が80.1%でございました。平成30年度の決算におきましては100.7%ということで、約20%ぐらい経常収支比率が上がっております。80.1%のこ

の時代のときには、国からの機関委任事務、いわゆる法律で定められた業務をほとんどやっていたのではないかなと思っています。現在では、それぞれ環境問題とか、少子高齢化とか、あるいは教育振興、あるいは地域のまちづくり等ということで、国にはない、市独自の単独事業が多くなってまいりました。そういう意味で、80.1%が100.7%になったのではないかなという分析をしております。

それから、お金のストックなのですけれども、積立金が平成元年度のときには75億円ございました。平成30年度末には185億円ということで、かなり積み立てをしております。それから、市債の現在高、いわゆる借金ですが、これが平成元年度では207億円ございました。それから、平成30年度では185億円。しかし、この間に平成10年度のときには431億円という膨大な借金を抱えておりました。そういう意味からいたしますと、以前の苦しい時期を過ごしてきたのかなと思っています。

今後の課題といたしましては、やはり少子高齢化がございます。もちろん高齢化というのは望ましいことで、長生きすることは喜ばしいことなのですが、それを支える生産性人口、これがやはり減少しますと、税源に不安が出てまいります。そういう少子高齢化の問題、それから、言われますように公共施設の老朽化問題があります。それらをやはりうまくしのいでいく、これはやはり大きな財政テクニクが今後必要になってくるのではないかなと思っています。そういう意味から、基金の温存を図りながら、あるいは起債の制度をうまく利用しながら、これからしっかりとかじ取りをしていかなければならないと、私どもは、こうっております。以上です。

○松本暁彦委員

それでは、4回目につきましては、もう全て要望とさせていただきます。

まず、財政につきましては、副市長もご答弁いただきました。まさに今後の少子高齢化の社会を見据えた財政の取り組みというのが本当に必要なのかなと考えております。その中で、やはり財政の中でも長期的な効果、あるいは短期的な効果、そしてまた事業の取り組みのやり方、そういうところをしっかりと考えていただければなと思っています。

例えば、健都の取り組みは、これは厚生労働省、そして吹田市、そして大阪府等々が参加している事業で、これをうまく活用することによって、いわば補助といいますか、さまざまな形からの支援が可能になるのかなと考えております。その支援をいかにして、健都、そして、その周辺、千里丘、あるいは、その一帯の事業に活用できるのかなというところは、これは非常に大きなことだと思っています。国と、あるいは大阪府とのパイプをしっかりと持っていて、そういった補助金等々の事業の連携との活用も、しっかりと考えていただきたいと考えております。

また、市の事業につきましても、やはり、これまでのスクラップアンドビルドといいますか、効果というの、しっかりと図りつつ、バランスをとって、やっていく必要があるのかなと思っています。ぜひ、しっかりと将来を見据えた財政運営に取り組んでいただけるように要望いたします。

また、新型コロナウイルスの影響が今後どのように出るのかというのは、経済的にも見通しが見えない中で、そういったところも柔軟に対応していただけるように要望いたします。財政については、以上です。

(総務部情報政策課)

○松本暁彦委員

続きまして2番目、主要事業17ページ、情報化推進事業、RPA導入というところで、このRPAについては、ちょっと私も理解を深めるために少し調べました。

NTTデータのホームページによれば、ロボティック・プロセス・オートメーションの略語ということで、ホワイトカラーのデスクワーク、主に定型作業、パソコン内にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念、さらには、ルールエンジンやAI、つまり人工知能などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念と定義されていると書かれております。このRPAの導入については、代表質問でも取り上げられておりましたので、その概要は理解をしました。

その上で、この事業をどのように進めていくのかお聞かせください

続きまして3番目、予算概要38ページ、基幹統計調査事業で、本年国勢調査があるということは認識しておりますけれども、改めてこの事業の概要についてお聞かせください。

○野口博委員長

榎納課長。

○榎納情報政策課長

それでは、情報政策課所管のご質問にお答えさせていただきます。

RPAを導入して、今後どのように進めていくのかというお問い合わせかと思います。今年度におきまして、関係各課の職員を構成とするRPA導入検討会議を設置し、検討を進めてまいりました。各課職員が当課職員と常駐SEからの支援を受けながら、実際RPAツールを操作し、シナリオという手順書の作成を行いました。

対象といたしましては、基幹系システムを利用する3課の8業務について実証実験を行い、一定の効果を得ることができました。

令和2年度からの本格的導入を進めるに当たりましては、庁内で研修を予定しており、RPAを業務効率化の一つの手法として取り入れることを、全庁的に求めてまいりたいと考えております。特に基幹系システムを利用する課に対しましては、実機を用いて操作研修をあわせて行い、RPAを扱える職員を育成する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾情報政策課参事

それでは、質問番号3番、予算概要38ページ、基幹統計調査事業の事業内容についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度に実施いたします基幹統計調査事業で主なものは、工業統計、国勢調査の二つの調査事業がございます。

調査の概要といたしましては、工業統計調査は、毎年6月1日現在の製造業に属する従業員者数4名以上の、国から指定のございました約530の事業所を対象として、指導員2名、調査員17名程度で調査票の配布などを行い、従業員数や出荷額の調査などの調査を予定しております。

国勢調査は、令和2年10月1日を基準日として、摂津市にお住まいの全ての方を対象に指導員80名、調査員520名程度で調査票を配布・回収し、世帯に関することや世帯員に関することを調査する予定でございます。

このほかにも、令和3年度に実施が予定されております経済センサス活動調査の準備事務、それから、学校基本調査などがございます。

いずれの調査にしましても、法定受託事務でございますから、調査に要する費用は、地方財政法第10条によりまして国より全額支給されるものとされております。このことから、歳入におきましても、基幹統計調査費委託金として同額を計上させていただいております。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、2番目の情報化推進事業、RPAの導入というところで、令和2年度としては、人材育成というところも考えていくと、業務効率化を考えているというところを理解いたしました。そうすると、このRPAというものがそもそも発展性あるものと理解しています。今後、どのように展開していくのか、ぜひお聞かせください。

続きまして、3番目の基幹統計調査事業について、国勢と工業統計ですか、二つの調査があるということを理解いたしました。その中で気になっているのは、国勢調査で調査員が約520名程度と、これまた相当数だと思いますけれども、どのように確保するのか、お聞かせください。

○野口博委員長

榎納課長。

○榎納情報政策課長

それでは、質問番号2番、RPAを今後どのように展開していくのかというお問い合わせにお答えいたします。

令和2年度におきましては、RPAのライセンスと専用の基幹系端末2台を購入させていただく予定でございます。単純作業や定型業務などを、比較的RPAを導入しやすい業務を選定して適用していき、徐々に広げていく形でスモールスタートをと考えております。

また、AI-OCR、手書きの書類や帳票の文字を読み取りデータ化するものでありますが、このAI-OCRとRPAの併用により、大幅に作業効率が上がったという先進市の事例も報告されております。今後、AI-OCRの導入や情報系ネットワーク環境下での利用についても検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長

中尾参事。

○中尾情報政策課参事

質問番号3番、国勢調査における調査員確保についてのご質問にお答えいたします。

国勢調査におきましては、実際、市内各世帯にお伺いし、調査票等配布・回収を行っていただく調査員といたしまして、520名程度予定しております。

調査員につきましては、市広報誌やホームページによりまして募集を行っているところでございます。また、これまでの国勢調査につきましても、自治会の皆様や各団体の皆様にもご協力をいただいております。4月以降、順次、調査員の推薦のお願いに上がりたいと思っております。

また、市職員につきましても、指導員を中心に国勢調査にご協力いただき、それ以外にも市登録統計調査員や前回調査員経験者の方々につきましてもお声かけをさせていただきながら、調査員の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、2番目、RPA導入の件につきましては、AI-OCR導入などの活用と、RPAをさらに活用していくというところについては理解いたしました。これが業務の効率化、そしてまた働き方改革の一環で、向上するというのを理解いたしました。ぜひ、RPAと実際の業務の線引きというものをしっかりと考えていただき、業務の質を高めるように、バランスをとりながら事業推進をしていただきますよう要望いたします。それで、職員の事務負担軽減に取り組まれることと期待しております。2番目については、以上です。

続きまして、3番目、基幹統計調査事業について、520名程度の調査員を自治会等々と、しっかりと確保していきたいというところで理解いたしました。

この調査員の方から、私も以前、オートロックマンションがふえて、なかなか入りづらいとか、いろいろな話を聞いたりいたします。そういったものも、しっかりと指導員等々で、あるいはマンションの中で住まれている方に依頼するなど、しっかりと、そういった対策を講じていただくように、円滑な調査をしていただくように要望いたします。3番目は、以上です。

(総務部市民税課)

○松本暁彦委員

続きまして4番目、主要事業17ページ、各種課税事務の外部委託について。この事業の内容について、どのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは、質問番号4番、市民税課に係りますご質問にお答えいたします。

主要事業17ページ、課税事務事業、各種課税事務の外部委託の内容についてということでした。

この委託の業務内容につきましては、税証明等の窓口業務、個人市民税の当初課税業務及びその他課税の例月業務に関する補助業務でございます。委託期間に関しましては、令和3年1月から令和5年12月までの3年間を予定いたしております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、4番目。各種課税事務の外部委託についてということで、令和3年から5年にかけてそれを準備していくということで理解をいたしました。これまで市民税課につきましては、人材が決して充実していない状況では、適正な業務をどう取り組んでいくのかということを議論させていただきました。

そこでこの事業に至る背景、そのメリットというものについてどのようにお考えなのか、お聞か

してください。

○野口博委員長

妹尾課長。

○妹尾市民税課長

それでは、市民税課に係ります質問番号4番の、2回目のご質問にお答えいたします。

業務を委託することに係る背景とその委託化のメリットについてというご質問であったと思います。

市民税課の現状の課題といたしましては、特に個人市民税の当初課税業務におきまして、年々取り扱う資料が増加するとともに、たび重なる税制改正等で業務内容が複雑化しておるということで、長時間の時間外勤務が生じておることがございます。

こうした状況につきましては、今後、職員の働き方改革を進めていかなければならないという中で、業務の効率化、時間外勤務時間の削減ということを図る必要が生じてきておるという状況でございます。

そうした中で、当初課税業務、例月の各課税業務、窓口業務ということ委託することによりまして、それぞれの業務の繁忙期に必要な人員配置の柔軟な対応が可能となって、職員の業務量負担軽減でありますとか、時間外勤務時間の削減につながるものと考えております。

こうした時間外勤務時間が削減されることによりまして、職員の人材育成に必要な時間を確保いたしまして、業務の効率化を図り、市民サービスの向上にもつなげていきたいと考えておりまして、メリットとしてはそういうところかと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

そして、4番目、各種課税事務の外務委託の件ですけれども、この事業に至る背景、メリットについては理解いたしました。やはり働き方改革も進められていく中で、しっかりと労務管理が必要だということを認識いたしました。税金を担う大事な部署でございます。しっかりと引き続き、業務をしていただきたいと思います。

特に今、新型コロナウイルスの関係で確定申告時期の期限が延長されている等、大変だとは思いますが、しっかりとやっていただきたいと思います。4番目についても、以上です。

(総務部固定資産税課)

○松本暁彦委員

続きまして5番目、予算概要の34ページ、航空写真撮影業務委託料についてですけれども、こちらは毎年実施されるという認識をしておりますけれども、毎年実施することの必要性について改めて確認したいと思います。

○野口博委員長

中西部参事。

○中西総務部参事

質問番号5番、航空写真を毎年撮影する必要性についてご答弁申し上げます。

固定資産税の適正な課税を実施するためには、課税客体であります土地及び家屋の毎年1月1日の賦課期日現在の現況等を正確に把握するということが重要なことになっております。

職員みずからが市内全域を踏査しまして、現況調査等も実施しておりますが、限られた期間の中におきまして全地域の土地の利用状況、家屋の増改築や滅失等の状況を全て調査して把握するということは、非常に困難な状況となっております、このような状況におきまして、広域にわたりますこういう課税客体を正確、かつ効率的に把握するためには、航空写真を活用することが最もすぐれた方法であると考えております。

また、実地調査を行うことにつきましては、地方税法においても義務づけられておまして、平成5年6月には、当時の自治省のほうから、有効かつ効率的な航空写真を活用した固定資産の現況把握を推進するようというような通知文書も出されているものでございます。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、5番目。航空写真撮影業務委託料についてというところで、毎年実施することの必要性はおおむね理解いたしました。その実地でのものと、実際の航空写真を併用することによって効果を、より正確なものをするということですが、改めてこの費用対効果というところですかね、航空写真を撮影することによって実際どのような費用対効果があるのか、改めてそこについてどうお考えなのか、お聞かせください。

○野口博委員長

中西部参事。

○中西総務部参事

それでは、私のほうから、航空写真の活用におけます費用対効果についてお答え申し上げます。

費用対効果につきましては、一概には言えませんが、利用状況等を正確に把握しまして、公平公正な課税を推進することによって、納税者の信頼の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、航空写真は固定資産税評価のほかに、固定資産税課以外の課等におきましても、市内の状況調査でありますとか、災害等の復興調査等にも活用していただけるのではないかと考えております。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、5番目、航空写真撮影業務委託料の件ということで、課内だけではなく、各課での情報共有もしっかりと有事の際でも図っていきたいというところについて理解いたしました。しっかりと、そういった意味では、必要な業務というところで理解いたしました。これについても、しっかりと引き続き、適切に実施されるよう要望いたします。

5番についても、以上です。

(総務部防災管財課)

○松本暁彦委員

続きまして6番目、主要事業一覧の4ページ、LED防犯灯等防犯推進事業、こちら所管が変わりましたけれども、この事業概要について、LED防犯灯の設置台数、また令和2年度の方向性についてお聞かせください。

続きまして7番目、予算概要の96ページ、市営住宅管理事業、市営住宅等管理業務委託料について。この委託料については、指定管理者が入居者の満足度を高めるためにどのような工夫をされているのかというところを、改めてお聞かせください。

続きまして8番目、予算概要104ページ、防災資機材及び備蓄用品整備事業について。令和2年度につきましてはどのようなものを整備されるのか、お聞かせください。

続きまして9番目、予算概要、同じく104ページ、防災演習事業について。こちら、令和2年度の防災演習事業の内容についてお聞かせください。

続きまして10番目、こちら主要事業の5ページ、防災対策事業、全小・中学校に鍵ボックスを設置とするということですがけれども、この事業について、どのような経緯で実施することになったのか、お聞かせください。

続きまして11番目、主要事業の5ページ、同じく防災対策事業、浸水被害を疑似体験できるAR機器導入と、こちらは代表質問でも取り上げられておりましたけれども、改めてこのAR機器とは何か、そしてその導入目的についてどのようなものか、概略で結構ですでお聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、防災危機管理課及び資産活用課に関しますご質問にお答えいたします。

まず6番目、LEDでございます。LED防犯灯等防犯推進事業の概要でございますが、現在、摂津市には、約6,500の防犯灯がございます。これらは全て蛍光灯からLEDに置きかわっております。

方向性なんですけれども、令和2年度も引き続き地元の皆さんからの要望にお応えする形で、夜間暗くて危険な箇所に防犯灯を設置してまいる方向性でございます。

続きまして、質問番号7番でございます。市営住宅でございます。市営住宅指定管理者制度が導入されまして、工夫を凝らされて入居者の満足度を向上させている部分というところなんですけれども、具体的には、指定管理を導入することによりまして、住民の方からの問い合わせ、トラブルなどの365日、24時間の電話対応でございましたり、実際の修繕につきましても、修繕部隊が摂津市内で常駐しておられますので、非常にスピーディーに対応していただいております。また、家賃の口座振替やコンビニ収納も開始することができました。

それに加えて、安全・安心というところで、電話を利用いたしましたオートメッセージによります安否確認でありましたり、このあたり、特に安心・安全の部分で随分工夫を凝らしたきめ細やかな対応をしていただいております。

続きまして、質問番号8番、防災資機材及び備蓄に関するご質問でございます。

令和2年度といたしましては、新たに青少年運動広場にマンホールトイレが6基新設されることになりましたので、これに対応するためにマンホールトイレ用のテントとマンホールトイレ、これ

を新規で購入いたします。

また、消費期限が切れます食料品であったり、備蓄水、このあたりの消費期限が切れる量に合わせて買い換えを進めてまいります。続きまして、質問番号9番でございます。防災演習事業でございます。毎年秋に行っております摂津市総合防災演習で、内容的には同程度を想定しております。

予算編成の具体的な予算の中身といたしましては、消防のレスキュー救援実習に使用いたします仮設建物の設置及び解体でありましたり、水防訓練に使用いたします土のう袋用の土の搬入及び撤去、また、本部テントやパイプ椅子などの設置及び撤去費、このあたりが内容でございます。

続きまして10番、小・中学校への鍵ボックス設置ということでございますが、この経緯ということなんですけれども、我々、防災担当の大きなミッションの一つといたしまして、何か自然災害が起こったときに一刻も早く避難所を開設するということがございます。

ただ、この小・中学校に関しましては、避難所班の責任者にだけ鍵を渡しておまして、例えば大規模な地震のとき、その責任者が一番最初にたどりつけるかどうかというのは、非常に未知数な部分がございます。

そこで、学校の敷地内に鍵ボックスを設置いたしまして、避難所の責任者以外の避難所班の職員が先にたどりついたとしても、その鍵ボックスから鍵を取り出して避難所を開けるということで、早期に避難所を開けることを目的に設置したものでございます。

続きまして11番、AR機器ということでございます。このAR機器というのは、浸水被害を視覚的に疑似体験いただくような機器でございまして、その物といたしましては、ちょうどスキーのゴーグルをちょっと大きくしたような製品でございまして、中にスマートフォンが仕込まれております。片手で持ち上げまして中をのぞき込むことによりまして、周りの風景に洪水が押し寄せてくる、そういう画面がプラスして映し出される仕組みでございます。

私も試しにつけてみたんですけれども、非常に映像は鮮明で大変臨場感がございますことから、啓発の場面で市民の皆さんにこの水害の恐怖を疑似体験いただくことで、万一の際、迅速な避難行動がいかにか大切かというあたりを体験していただきたいという目的で、導入したいというところでございます。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、6番目のLED防犯推進事業についてということで、約6,500基あると。そしてまた、令和2年については地域の声を聞いてというところを理解いたしました。今回は防災危機管理課ということで、防災も入ります。そこで、防災の観点からも設置するのか、改めて設置基準についてはどのようなものかをお聞かせください。

続きまして、7番目の市営住宅管理事業について。指定管理者になりまして、いろいろと工夫されていると、サービス向上が多々実施されているというところで理解をいたしました。こちらは要望させていただきます。ぜひ少しでも住みよい環境を住む方々に提供されるように、しっかりと市としても確認、指導等々もやっていただければと思います。7番目は、以上です。

続きまして、8番目、防災資機材及び備蓄用整備事業について。マンホールトイレ、あるいは、これまで保管していた水等の交換というところでは理解いたしました。

ただ、大阪北部地震での教訓なので、必ずしもこの計画の中に入らないもの、計画外に必要な物資もあるかと思えます。このようなときに、行政だけでなく、市内企業や団体との物資融通等が大切かと思えますけれども、そこで、民間との防災協定を活用して有事の際に入手するものの現状について

ではどのようなものか、お聞かせください。

続きまして、9番目の防災演習事業について。今年度の取り組み内容については理解いたしました。令和2年につきましては、防災危機管理課と、新しい組織での大きな訓練となります。防犯と防災が一緒になるということで、必然的に警察とより密接な連携を実践できるかと思いますが、どう考えているのかお聞かせください。

続きまして、10番目。防災対策事業、全小・中学校の鍵ボックスの件ですけれども、こちら2番目、避難所班が迅速に対応できるようにするというところでの考えは理解いたしました。今、各区の自主防災訓練で避難所運営班の担当職員が参加していると認識しております。

例えば、先日の別府校区防災訓練でも、教育委員会と総務課から各1名が参加されて、自主防災会の各役員方と、短いですが会話を交わされ、顔の見える関係を構築しようとするという、その試みは、昨年の本委員会で私も要望させていただいたこともあり、高く評価いたします。ただ、もう少しやりとり等をする場を模索する必要もあったのかなと思っております。

これを踏まえ、市職員はもちろんのことですけれども、最も近い自主防災会の役員が鍵ボックスを有事に使用して、避難所開設することはできないのか、どうお考えかお聞かせください。

続きまして、11番目。AR機器、私も実際につけてみたいなどちょっと思いました。その中で、この機器導入というのは、自主防災訓練の活性化ですかね、やはり前と同じような内容での形骸化が自主防災会からも懸念されています。このような機器導入というのが、防災訓練のさらなる活性化につながるものと期待するものです。

この防災訓練事業については、より実践的な避難所開設訓練についても、やはり自主防災会からも要望が出ているかと思えます。AR機器導入もそうですけれども、こういった避難所開設訓練についてもどうお考えか、確認の上でお聞かせください。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

質問番号6番、LED防犯灯の設置基準についてのご質問にお答えいたします。

これは、自治会や地域の皆様から「暗い」、「防犯灯を設置してほしい」というお声をいただいた箇所につきまして、職員が実際に夜間、現場に出向きまして、まずは現状を確認いたします。その後、摂津警察や必要に応じて茨木土木事務所、関西電力、NTTなど、地権者や電柱の管理者と協議を行いまして、防犯効果を総合的に勘案して設置場所を決定してまいる流れでございます。

続きまして、質問番号8番でございます。備蓄に関しまして、民間企業等と防災協定等を活用して、有事の際に備蓄品等を入手してはどうかというお問い合わせに対するご答弁でございます。

現在、民間企業との防災協定によりまして、災害発生時、直ちに納品いただくような協定を結んでいるものが幾つかございます。

代表的なものとしたしましては、段ボール製品でございます。具体的には、避難所で使用いたします段ボールベッド、間仕切り、段ボールトイレ等でございます。これら段ボール製品は、災害時、市の求めに応じまして、段ボール会社から迅速に避難所に配送される協定になっております。

続きまして、質問番号9番でございます。防犯部門と防災部門が一体化することによりまして、防災部門といたしまして警察と関係が深まること、これをどう考えているかというお問い合わせでございます。

防災部門といたしましては、警察と関係が深まることは大変ありがたいこと、望ましいことと感じております。

一昨年のお大阪北部地震、また台風21号の際、例えば電線が切れた、停電した、また家屋の瓦が落下して道路が塞がれている、こういう被害状況、摂津市ではなくて警察に第一報が寄せられまして、ちょっと警察のほうから市のほうへの連絡が若干滞った現場も少しございました。また、特に電線が切れて火花が散っている、危ないという現場対応などは、市ではかなり厳しいので、警察と連携を組んで出向いたこともございます。

このようなことから、常日ごろから警察と連携が一層深まることは、防災担当としては大変望ましいと考えております。

続きまして、質問番号10番でございます。小・中学校への鍵ボックスの設置に関しまして、自主防災の役員にも、鍵ボックスから鍵を取り出して避難所開設していただければというお問い合わせでございます。

この鍵ボックスなんですけれども、突発的に発生いたします大地震に備えるものでございますが、この大地震の場合は、避難所開設のその前に、避難所そのものが安全であるか、これをまず確認できた後に避難所を開所することになっております。ですので、この安全確保の部分は、事前に研修を積みました市職員が担わせていただきたいと。現状のままでは、地元の自主防災の皆さんが鍵ボックスを開けて直ちに避難所を開所するというのは、少し困難かなと考えております。

続きまして、11番でございます。地元の自主防災会の皆さんと避難所運営等の訓練を実施すべきではというお問い合わせでございます。

長期間の避難所運営、これは、市職員だけではもう到底手が回るものではございません。市といたしましても、地域の皆さんに参加いただいて、避難所の運営訓練をしたいと考えております。

本年度、既に柳田校区の皆さんとは、担当する職員と柳田校区の自主防災会の皆さんで、体育館で避難所開所訓練を実施いたしました。また、いろんな地域の出前講座でも、HUG訓練のお声は非常に多く頂戴しております。

こういう流れをさらに進めまして、自主防災会の皆さんと避難所運営の訓練につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、6番目のLED防犯灯等防犯推進事業の件ですけれども、地域の声を聞いて設置していきたいというところでは理解いたしました。まさに、地域からの声もしっかりと反映していただければと思います。

ただ、夜間において、避難所やその経路の明かりが適切に確保されているかなど、やはり一定の防犯の視点も持つべきものと考えます。防犯と防災が一緒になった利点というものをしっかりと考慮し、取り組んでいただければと思います。6番目についても、以上です。

続きまして、8番目、民間との防災協定の活用ということで、段ボールベッド等の対応をしているということを理解いたしました。ぜひ、このことで不足するものというのは、計画外でもあれば、平素から企業や団体等と協定を締結し、有事の際に活用できるように、しっかりと、これは取り組むべきものと考えております。

まちごと・丸ごと防災体制の構築のためには、やはり平素から参画する企業、団体をふやし、連携する取り組みということは重要であると考えます。例えば、小さなことでも、一つ一つが積み合わされば、有事の際の大きな力になるということは言うまでもありません。

これは、ある市民の方から、明和池公園や改修中の青少年運動広場のかまどベンチなのですがけれども、こちらのまきなど燃料は確保しているのか等の疑問の声がありました。例えば、これを銘木団地と協定を結んで、有事には廃材を多少なりとも、そういったかまどの燃料に融通して提供してもらうということもよいかと思います。そのほかにも、いろいろとあると思います。

ぜひ、企業、各種団体等と可能であれば防災協定を結んで、まちごと・丸ごと防災体制の構築をしっかりと推進していただけるように要望とさせていただきます。8番目は、以上です。

9番目につきまして、防災危機管理課が警察とより密接な連携がしっかりとできるというところで期待するものでございます。

この件につきまして、私も、危機管理の経験豊かな摂津警察署長にお話を伺う機会がございました。危機管理の業務に防犯・防災が一緒になることで専念でき、防災のまちづくりのさらなる発展を期待できる、行政と警察のタイアップが容易になるということでも高く評価されておられました。さらには、平素から警察署の警備課との連携が大切であること、災害時の対応のときは、基本的には行政が上の立場であり、しっかりと決断していただくことが必要で、そのための図上訓練、ブラインド訓練、技術訓練などが大切であると言われておりました。

そこで、これまでどおりの防災演習だけではなく、より実践的な訓練についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

続きまして、10番目の鍵ボックスの件ですがけれども、現状について、避難所運営班で、職員でやるということについては理解いたしました。

私は、このために、ぜひ防災サポーターを活用すべきかと考えております。この鍵の問題で最も大切なのは、扱う人の信用、そして市や学校との信頼関係、そして災害時でも冷静に行動ができる適切な知識を有するという条件が必要かと思えます。防災サポーターは、市の養成講座で認定され、市とのパイプがあり、必要な知識も付与されます。よって、この鍵ボックスを取り扱うための必要な知識を補足し、学校長や教職員との信頼関係構築の場を設けること、これは自主防災訓練でも学校長が来られており、避難所運営班、学校、防災サポーターの顔合わせによる信頼関係構築ができます。これらの工夫によって、鍵ボックス使用を信頼して許可することができるものと考えております。

このことは、有事における避難所運営班の初動を助け、より円滑な避難所運営への移行に貢献するものと考えます。もちろん防災士資格補助での防災サポーターも同様でございます。そのためには、しっかりと今、仕組みを整えていかなければなりません。防災サポーターを全ての地域に一定数確保すること、避難所開設訓練などで実践的な訓練と顔合わせを行うことは、まずもって必要となると思います。ぜひとも、自助、共助、公助のネットワークをしっかりと計画的に構築されるよう要望いたします。10番目は、以上です。

続きまして、11番目、避難所運営訓練については、一部地域でも実施されているというところで、今後しっかりと、これにつきましても進めていただければと思います。これは以上で、要望で終わります。

○野口博委員長

川西課長。

○川西防災管財課長

では、より実践的な防災訓練を実施すべきではというご質問に、お答えいたします。

防災訓練は、二つのタイプがあります。まず一つ目は、事前に訓練の内容を参加者に知らせておく訓練、それと、もう一つはブラインド訓練、中身を一切伝えず、参加者のとっさの判断力を鍛えるもの、この二つがございます。

本市の今行っております総合防災演習なのですけれども、事前に台本を作成しております。また、参加いただくライフライン会社や自衛隊の皆さんなどと打合会も行っております。また、それぞれの参加者の皆さんが連帯して、一緒に訓練当日に備えて準備を進めていくことで、顔の見える環境を築くことも含めまして、準備から訓練当日までの全ての活動が防災力向上に結びついていると考えております。

ただ、しかしながら、最近の他市町村の状況を見ておきますと、ブラインド訓練、つまり参加者に内容を伝えずという訓練が徐々に主流になりつつあることも承知しております。特に、警察、自衛隊、ライフラインと一緒に参加していただいて訓練する情報連携訓練が非常に主流になってきております。我々といたしましても、本市の防災力を向上させるために、他市のこういった事例も参考にしながら、より実効性の高い訓練を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、防災演習事業につきまして、ぜひ、より実践的な訓練というものを強く推進すべきものと考えております。新しい組織になりまして、全庁的な取り組みや他市、警察との一元的な連携というものが可能となり、より深く考察された実践的訓練が可能となります。また、防災サポーターの充実などで、まちごと・丸ごと防災体制が進められる中、ハード面が着実に強化される中で、ソフト面での強化も図っていかねばなりません。災害対策本部運営訓練と地域の避難所運営訓練とを連携させ、そこに警察、自衛隊、消防、関電、大阪ガス、防災サポーター、地域とを組み合わせた、より実践的な総合対処訓練というものをぜひ検討するように要望いたします。

例えば、新聞でも取り上げておりましたけれども、高槻市でも、このような総合訓練というのを実施しているとお聞きしております。このような実践的な総合対処訓練が、まちごと・丸ごと防災体制を検証できる重要な場となり、本市が目指す先進防災モデル都市の評価につながるものと考えております。

この件については、以上です。

(建設部道路交通課)

○松本暁彦委員

続きまして12番目、主要事業の2ページ、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業について。こちらの委託料について、その内容をお聞かせください。

続いて13番目、同じく主要事業2ページの、千里丘三島線（東側）道路改良事業と、こちらについては、毎回予算・決算等の委員会で取り上げられているところです。現在の進捗状況について、どのようなものかお聞かせください。

続きまして14番目、同じく主要事業の2ページ、自転車通行空間整備事業ということで、こちらは代表質問でも何度も取り上げられておりました。茨木市が矢羽根型路面表示の導入後、自転車事故が減少しているということについては理解をいたしました。

そして、矢羽根型路面表示の設置は、比較的狭い道路に引くことによって逆に危険性を招かない

かという疑問もありますが、設置することのメリットが大きいということでありましたけれども、改めて確認の上で、どのように考えているのかお聞かせください。

続きまして15番目、主要事業の4ページ、未就学児移動経路対策事業、この事業につきまして、例えばことし2月に東別府にあるマルナカの北側のほうですね、交通安全対策がとられて、よいものであると理解しております。

ゾーン30等の視覚と振動による体感覚の二つでドライバーに刺激を与え、一つの対策よりも注意喚起に効果的であると考えております。このことは引き続き実証されるということですが、代表質問の中でも取り上げられておりましたけれども、ハンプというものを使用した速度抑制という話が出ました。このハンプについての効果はどう考えているのか、改めてお聞かせください。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の正雀南千里丘線外2路線道路改良事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、事業用地全体の約50%を取得し、歩道として供用済みでございます。残り約50%につきましては、現況存在しておりませんが、法務局備えつき地図、いわゆる公図に存在する水路が各土地の確定作業に支障を来しておりました。

解決方法につきましては、公図を訂正しなければなりません。訂正するには、地域内の利害関係者が合意して、現況における境界線を採用し、必要な資料を作成する必要があるとございます。

そのため、まずは国有地であります水路について整理する必要があると、この問題を解決するため、関係地権者の方々によってその整理・作業が進められ、約1年5か月の時間を要し、所有権の確認が完了したところであると伺っており、一つの課題が解決したところでございます。

ただし、水路の問題は解決したところでございますが、もう一つ問題がございまして、現地と公図の地番配列の不整合という問題があります。このようなケースは不動産の登記法手続上、かなりハードルが高い案件であります。本事業を完成させるためには、本市が先頭に立ちまして、関係する地権者の協力のもと進める必要があると考えております。

そのため、これらのことを含め、現在、法務局と公図訂正に向けた協議を行っているところであります。

法務局のほうからは、公図訂正の作業につきまして、道路で囲まれた画地内全ての関係地権者の合意が必要であるとの回答を受けており、令和2年度、本予算をもちまして解消ができるよう、関係地権者への説明と協力を依頼し、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、千里丘三島線道路改良事業の進捗状況でございますが、本事業におきましては、平成28年度から事業を開始しておりまして、平成30年度は物件移転補償契約を2件と借家人移転補償契約を1件、それぞれ取り交わして事業用地を確保しております。

令和元年度、今年度ですが、現在のところ、千里丘駅南交差点の角地にあるテナントビルに入居する借家人に対しまして、全て契約が完了し、移転の手続へと進めている状況でございます。

続きまして、自転車通行空間、矢羽根型路面表示の効果についてでございますが、本会議でも答弁させていただきましたように、茨木市では、人口1,000人当たりの自転車関連事故件数が自転車通行空間の整備前後で2.04から1.01と半減しており、その効果が顕著にあらわれてい

る状況でございます。

本市においては、平成28年3月にモノレール南摂津駅から府道大阪高槻線までの区間、はなみずき通りにおいて約300メートルの自転車通行空間、矢羽根型路面表示整備を完了しております。

この効果につきましては、自動車運転者に対しまして、車道に矢羽根型路面表示を設置することで、自動車運転者にも自転車の車道走行の認識が図られるとともに、駐停車の抑制にもつながるものと考えております。

また、自転車利用者に対しましては、警察庁が自転車利用のルールの認知度と遵守度についてアンケート調査を行ったというのが公表されておまして、自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外、車道の左側通行などのルールを知っているにもかかわらず、多くの人が守っていないとの結果が出ております。

このようなことから、矢羽根型路面表示を設置することで、改めて車道走行や左側通行及び逆走防止などの認識を向上させる効果があり、意義があるものと考えております。

続きまして、未就学児移動経路のハンプについての効果についてでございますが、まずハンプの構造につきましては、国土交通省の通知している技術基準がございまして、ハンプ部につきましては、通行する自動車を十分に減速させる構造を標準すると書かれておまして、その構造は高さ10センチメートル、傾斜部の縦断勾配は平均で5%、最大で8%とされている、そういった構造となっております。形状としましては、両側2メートルに傾斜部、2メートルの平坦部といった構造となります。

期待できる効果としましては、国土交通省の調査結果でございますが、ハンプの設置による速度抑制効果が確認されておるということで、実験の前では43.2キロメートルで走行していた道路部分がハンプ設置の実験後、31.6キロメートルと、約12キロメートルの時速軽減ができていたという結果が出ております。

このようなことから、未就学児の安全対策として効果が発揮できるものと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、12番目。正雀南千里丘線外2路線道路改良事業につきまして、こちらの内容については理解いたしました。なかなか前に進めていない現状ではありましたが、大きく進展するものと、これは期待をしているところでございます。

そこで、改めてこれまでに流れを理解いたしまして、今後どのように事業を実際に進めていくのか、お聞かせください。

続きまして、13番目の千里丘三島線道路改良事業につきましては、現在の進捗状況については理解しました。実際に移転が着々と進んでいるかと思えます。

そこで、令和2年度の取り組みをどのように考えているのか、これは概要でいいですのでお聞かせください。

続きまして、14番目。矢羽根型路面表示の設置のメリット・効果というところについては、理解いたしました。矢羽根型路面表示を設置することによって、歩行者、自転車、そして車と、それぞれが走る場所を明確化させ、マナーを守らせる効果もあるということも合わせて理解いたしました。

本市の自転車事故件数が横ばいであるという事実を踏まえ、行動しなければならないのかなと思

っております。その対策にはしっかりと進めていただければと思います。

そこで、令和2年度は具体的にどの場所に設置するのか、改めてお聞かせください。

続きまして、15番目。ハンプの効果についてというところで、約12キロメートルの速度減ということで、非常に十分な速度抑制効果があるということで、有効であると理解いたしました。

それを踏まえまして、実際にどこに設置するかを検討されているのか、そこをお聞かせください。

○野口博委員長

永田部参事。

○永田建設部参事

それでは、松本委員の12番目、13番目、14番目、15番目の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、12番目の正雀南千里丘線外2路線の今後の進め方でございますが、事業用地対象地のこの一角は、地図混乱のようなケースになっていまして、不動産登記上、手続はかなりハードルが高い案件であります。

法務局と協議を行いまして、地図訂正に必要な手続を確認した上、関係する地権者の方々へ説明を行いまして、早期に地図の訂正、公図の訂正ができるよう取り組んでまいります。残り50%の用地交渉に向けて進めていくよう、努めてまいりたいと考えております。

続きまして、13番目の千里丘三島線道路改良事業の令和2年度の取り組みでございますが、千里丘駅南交差点角地にあるテナントビルの物件移転補償契約やそのほかにも、千里丘東2丁目交差点方面、これは阪急摂津市駅方面に向けての物件6件について交渉を行い、用地確保に努めてまいりたいと考えております。

関係する一部地権者からは、問い合わせに対しまして集まっておいただき、今後及び令和2年度のスケジュールなど不明な点も説明させていただいているところであります。

今後も、地権者の方々には丁寧な説明を行い、ご理解いただけるよう取り組んでまいり、事業完了目標であります令和5年度末を目指して鋭意努力してまいりたいと考えております。

続きまして、自転車通行空間の矢羽根型路面表示の、令和2年度の設置場所につきましてでございますが、大阪府のほうで令和2年度に府道大阪高槻線におきまして、はなみずき通りとの接続点から鳥飼八尾茨木線との交差点まで整備していく予定と伺っております。そのため、府道大阪高槻線と接続する本市の管理道路であります道路において、ネットワークを広げていきたいと思っております。

令和2年度の施工場所としましては、新在家鳥飼中線の新在家交差点を中心にしまして、新幹線までの北側と鳥飼方面への南側を施工する予定で考えております。

それから、ハンプの設置場所についてでございますが、淀川沿いの道路であります南別府鳥飼上線において、鳥飼西4丁目地域に1か所、鳥飼下3丁目地域に1か所予定しております。

予定場所は、未就学児が淀川河川敷公園を利用するための散歩経路となっており、通行車両の速度を抑制させることで安全面の向上を図るものであります。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、12番目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業の件で、残り50%というところで理解いたしました。ぜひ、しっかりと事業を進めていただければと思います。

特に、これが接続する十三高槻線は、これまでも、市長のほうから、しっかりと府に要望して、令和4年度に開通するというので代表質問でもお聞きしました。このため、阪急正雀駅前に流れてくる車の数というのはふえるというのは言うまでもありません。交通安全対策のためにも、それまでに全ての事業が完成するよう、計画的に進めるように要望いたします。12番目は、以上です。

続きまして、13番目、千里丘三島線道路改良事業の件につきましても、令和2年度の取り組みについては理解いたしました。ぜひ、令和5年度末の完成に向けて、着実に進められるよう、長年の課題解決に向けて事業推進に取り組まれるように要望いたします。13番目は、以上です。

14番目、今回は新在家交差点を中心にということで、また、大阪府のほうの取り組みについても理解いたしました。このあたりは、特にトラックの行き来が多い地域かと思います。そこを歩行者、自転車、車がそれぞれのレーンを走り、安全に快適に過ごせる環境というものをしっかりと築いていただければと思います。

そして、こちらにも要望ですけれども、設置場所の効果というものを、ある程度把握する必要があるのかなと思います。設置前、設置後に路上駐車が減ったのか、あるいは反対車線を通る自転車が減少したのか、自転車関連事故が起きるような危険性が減っているのか等、できる範囲での把握は必要と考えます。それが今後、各種条件に適した次の矢羽根型路面表示の設置に教訓等を生かせるものと考えます。また、あわせて、府道との矢羽根型路面表示の設置とも連携して、適切に実施するように要望いたします。この件については、14番目は以上です。

続きまして、15番目の件です。ハンプの設置場所について鳥飼のほうということで理解いたしました。堤防沿いのスピードを出す場所での設置をしっかりとやっていただければと思います。残りは、この件も要望です。

例えば、別府の味生体育館の用水路沿いから住宅地に入る場所は、坂道もあって、スピードを落とさずに左折する車が多いことを聞き、地域からの子どもたちの安全確保のための対策の要望が上がっております。そういったところもしっかりと地域の要望を聞いて、警察とも連携して、対策を講じていただければと思います。15番目についても、以上です。

(建設部道路管理課)

○松本暁彦委員

続きまして16番目、同じく主要事業2ページ、橋梁長寿命化修繕事業、これも引き続きされているものと理解しておりますけれども、この事業の具体的な中身についてはどのようなものか、改めてお聞かせください。

続きまして17番目、予算概要の88ページ、狹隘道路整備事業、こちらも代表質問でも取り上げられておりましたけれども、この市内には狹隘道路というものは幾つもあります。この現状、あるいは課題についてどう捉えているのか、まずお聞かせください。

続きまして18番目、予算概要の88ページ、道路床板修繕事業、こちらは正雀地域の事業のことと理解しておりますけれども、改めて事業内容についてお聞かせください。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、16番目のご質問の、令和2年度における橋梁長寿命化修繕事業の内容についてお答えいたします。

本市は現在、道路法による認定、管理している橋梁が173橋ございます。

橋梁につきましては、平成26年に5年に一度の定期点検が義務化されまして、以後、5年で全ての橋梁の点検が一巡するよう、定期点検を実施しております。令和2年度は40橋の定期点検を実施する予定でございます。

また、定期点検における橋梁の評価は、ⅠからⅣの4段階で評価されますが、令和2年度はこれまでの定期点検で、5年以内に修繕が必要となるⅢと評価された橋梁3橋の修繕を行うものでございます。

その主な内容といたしましては、柳田橋及び無名橋2橋におきまして、コンクリートの断面修復やひび割れ補修、橋梁ジョイント部の補修を行うものでございます。

続きまして、17番目のご質問の、狹隘道路の整備事業の中で、現状の制度の課題についてお答えいたします。

現在の助成制度は、平成20年度より実施しておりますが、その内容といたしましては、300平方メートル未満の建築確認申請で、個人の居宅建築の際に道路の後退整備が発生する場合におきまして、道路舗装や側溝整備などの後退整備に係る費用及び寄附に向けての土地の分筆登記費用に対して助成を行っておりまして、近年は1,000万円の予算をいただいている中で、助成実績といたしましては年間大体5件程度、助成の額といたしましても200万円程度でございます。

しかしながら、それぞれの建築行為によって、狹隘道路の幅員を広げていくという形の発生主義的な対応となりますので、全線にわたり狹隘道路を解消するには相当の年月を要します。開発の妨げとなっている狹隘箇所が依然として存在することから、より効果的・効率的な助成制度の検討が必要となっております。

続きまして、18番目の道路床板修繕事業の修繕内容についてお答えいたします。正雀本町2丁目の安威川右岸2号線は、昭和50年代初めに、神安土地改良区が管理いたします水路の上部に、コンクリート製の床板、いわゆるふたでございますが、これを設置いたしまして、自転車・歩行者道路として整備されております。その後、隣接する形でふれあいづつみが整備され、これと一体となった歩行空間が形成されておりました。

昨年5月に当該道路において一部の床板が破損いたしまして陥没するという事案が発生しました。水路内からの目視点検を行ったところ、床板の劣化が進んでいる状態が確認されましたので、通行者の安全を確保するために、当該道路の立ち入りを現在、規制いたしております。また、その後の詳細調査を踏まえまして、本事業で床板の修繕を行うものでございます。

その内容といたしましては、現在の床板を撤去した上で、必要な箇所に現状のふれあいづつみへのアクセスを確保いたしまして、自転車や歩行者が通行する機能を復元するものでございます。

なお、床板の撤去箇所の対策については、水路管理者である神安土地改良区や地元自治会と十分な協議・説明を行ってまいります。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、16番目。橋梁長寿命化修繕事業のところですが、5年に一度、令和2年度で40橋の点検をされるということで理解いたしました。

その市内点検をされているというところですが、この点検で全てを行っているのかと、また今後、予定としてはどのようなものかをお聞かせください。

続きまして、17番目、狹隘道路整備事業について、後退路の整備、補助というところで理解いたしました。

この課題解決のために取り組む必要は、私も特に感じております。この助成制度の進化というのが、ぜひ地権者にきっかけを与えるよい施策になればと思います。

そこで、令和2年度の取り組みについて、改めてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、18番目。道路床板修繕事業について、いろいろ検討されているというところを理解いたしました。自治会の方とも調整をされているということも理解いたしました。ぜひ地域の方々の声を踏まえて事業を進めていただければと思います。

私も、地域の方と話をする機会がありました。この事業には、幾つかの選択肢があるかと思えます。ふたをしないもの、あるいは完全に復旧するもの、あるいはその中間で、これまでの住環境を維持するために必要な箇所は、安全な通路を確保し、それ以外は簡易なふたとその周囲に進入できないフェンスを設置するという選択肢、幾つかのいろいろな選択肢があるかと思えます。そういう話もいろいろといたしました。

そのような中、ぜひさまざまな選択肢の中から一番妥当なもの、地域の方と市とが合意をとれるといったものを、ぜひこれから地域の方々と見出すように要望いたします。

18番目は以上です。

○野口博委員長

井上課長。

○井上道路管理課長

それでは、松本委員ご質問の16番目のご質問で、橋梁長寿命化修繕事業における、これまでの橋梁点検の実施状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

橋梁点検は、平成26年度から実施してまいりましたが、平成30年度には全橋梁の1巡目の点検が完了し、令和元年度からは2巡目の点検に入っております。

本市では、平成25年に主要橋梁39橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりますが、1巡目の橋梁点検が完了しましたことから、この結果をもとに市民の通行の安全・安心を確保し、道路施設の適切な維持管理をより一層推進するため、計画対象橋梁を39橋から法定の全173橋に拡大し、橋梁長寿命化修繕計画の改定作業を進めているところでございます。

今後は、計画に沿って、損傷が顕在化する前の軽微なうちに修繕を行う予防保全型の修繕を実施することで、より効果的・効率的な維持管理を行うとともに、修繕に係る費用の平準化とコスト縮減を図ってまいります。

続きまして、狹隘道路整備事業におきまして、令和2年度の取り組みについてお答えいたします。

都市計画法第29条に規定する500平方メートル以上の開発行為では、開発区域外の接続道路から開発地に至るまでの道路の幅員が4メートル以上必要となりますが、部分的に狹隘な箇所があ

るために開発が制限されているエリアがございます。そのために、小規模の宅地開発などにより、行きどまりなどで無秩序な道路が整備され、円滑な交通や救急、消防、災害活動にも支障を来し、良好な住環境の妨げとなっております。

そこで、狹隘道路の現状の調査を行い、狹隘道路がエリアごとにどのような構成をされているか把握できる資料を作成し、狹隘道路を整備することで、住宅開発等の新たな土地利用の転換、地域の活性化につなげることのできるエリアの洗い出しを行います。また、エリア全体に効果が生まれる路線を選定し、開発工事の際に、前面道路以外であっても狹隘箇所を整備の支援ができるような制度の検討を行うものでございます。以上です。

○松本暁彦委員

16番目につきましても、令和元年から2巡目というところで計画的に点検をされて、実施しているということで理解いたしました。橋梁の老朽化は、昨今の大きな課題でございます。ぜひ、河川に囲まれ、橋梁が多い市の特性を踏まえて、引き続き、しっかりと実施していただければと思います。16番目は、以上です。要望で終わります。

続きまして、17番目、狹隘道路の整備事業の件ということで、現状把握のための調査、次につながるための調査ということで理解いたしました。狹隘道路は、本市の大きな課題と認識しております。道路事情がよくなれば、その地域の価値向上にもつながり、本市の発展には必要な事業と考えております。

また、まちづくり全体を踏まえた取り組みということも、ぜひ考慮していただければと思います。例えば、代表質問でも取り上げられておりましたけれども、鳥飼地域の活性化において、より付加価値がつく開発が必要であります。そして、健都を有する千里丘、そしてまた阪急正雀駅前周辺など、特にその必要性が高い地域というものをしっかりと見定めて、取り組んでいただければと思います。これについては要望で終わります。

(建設部都市計画課)

○松本暁彦委員

続きまして19番目、主要事業の3ページ、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業について、この事業内容を、まずはお聞かせください。

○野口博委員長

西川部参事。

○西川建設部参事

19番目のご質問、モノレール駅可動式ホーム柵の設置事業についてお答えさせていただきます。

今回、予算計上しておりますホーム柵の設置補助金につきましては、ホーム柵の設置費用の6分の1を計上させていただいているものでございまして、南摂津駅のホーム柵の設置事業でございます。

大阪高速鉄道株式会社による転落防止を目的とした可動式のホーム柵の設置事業につきましては、平成30年度から設置を進めてございまして、千里中央駅の1駅、それから令和元年度には南

茨木駅や門真駅の7駅、それから令和2年度には大日駅や南摂津駅の5駅を予定されております。また、令和3年度には摂津駅を予定されていると聞いておりますので、設置順番につきましては、乗降客数の順番で設置されております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、19番目。モノレール駅可動式ホーム柵設置事業について。こちら6分の1の補助ということで理解いたしました。安全対策が必要であるということも、当然こちらについては理解しております。

ただ1点気になるのは、阪急、JRの駅についてはこのような話がないのか、どうなのかということ。モノレールだけだったのかと、確認の上でお聞かせください。

○野口博委員長

西川部参事。

○西川建設部参事

ご質問のホーム柵の市内の駅の状況について、お答えさせていただきます。

摂津市内におきましては、モノレール駅が2駅、JRは千里丘駅、阪急は正雀駅と摂津市駅の合計5駅でございます。千里丘駅の1日の乗降客は約4万人、正雀駅は約2万人、摂津市駅は1万4,000人という状況でございます。

国は、1日の乗降客を10万人以上の駅を優先に整備を進める方針でございまして、鉄道事業者に対して補助を行っております。JRでは大阪駅や、それから高槻駅などの一部のホームや、新駅でございます総持寺駅のホーム柵の設置、また、阪急では十三駅の一部ホーム柵が設置されている状況で、まだまだ時間がかかるような状況でございます。

モノレールの南摂津駅につきましては、1日当たり9,700人の乗降客、摂津駅につきましては5,300人の乗降客ではございますが、モノレールにつきましては他の鉄道駅と異なり、ホームからの高さが大きく、落下した場合に重大事故につながるということから、設置を進められているという状況でございます。以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、19番目、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業というところで、やはり10万人以上の乗降客数の駅というところの条件があるということを理解いたしました。その中で、モノレールが意欲的に取り組まれているということは理解いたしました。よい形での事業になっているのかと思います。ぜひ、そこはしっかりと進めていただければと思います。

あと、これは先になるかと思いますが、せっかく新設する阪急摂津市駅には、ぜひホームドアを当初から設置するように、新駅ということで要望を上げていただければと、まだ先の話であるかとは思いますが、こちらにも要望で終わらせます。

(建設部水みどり課)

○松本暁彦委員

続きまして20番目、主要事業の3ページの農業水路管理事業の中で、水路台帳作成委託につい

て。まずもって、なぜこれを実施されるのかということをお聞かせください。

続きまして、予算概要94ページの花壇等の維持管理充実事業の現状をお聞かせください。

続きまして22番目、公園維持管理事業、同じく予算概要の94ページ。この公園維持管理事業について、シティプロモーション戦略でも、明和池公園や新幹線公園等が魅力として挙げられております。シティプロモーションの戦略である愛着や誇りの醸成、協働人口の増加などの観点でどのように事業を考えているのか、お聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の20番目の、水路台帳作成業務委託料の内容についてご答弁申し上げます。

水路は、田畑への用排水機能を有しているだけでなく、特に、鳥飼地域の下水道における整備が途上であることから、日々の水防活動をはじめ、大雨時の内水排除といった下水道施設の役割も担う重要な施設となっております。

現在、市内の水路延長は約123キロメートルあり、その維持管理を水路網図、並びに水路台帳で行っております。

水路網図や水路台帳が作成されて以来、水路も田畑がなくなったことで不要な箇所もあり、また、道路や歩道の一部として利用するため、ふたをかけたりした水路があつたりと大きく変化しており、今後の水路の機能や構造などを含めた水路のあり方を検討していくことが課題となっております。

既往資料などをもとに水路網図、並びに水路台帳を更新するとともに、他の水路管理者の水路も新たに記載することで、水路の維持管理範囲などを明確化することができることから、本業務で作成を行うものであります。

続きまして21番目、花壇等の維持管理充実事業について、内容と取り組みについてお答えいたします。

花壇等の維持管理充実事業は、市内に56か所あります花壇やプランターのうち、市が直営で管理する20か所の維持管理に係る費用であり、主なものとしましては、花壇に植える花苗や肥料などの原材料、フラワーポットや鉢などの消耗品、灌水用の水道代、花壇の修繕費などがございます。

取り組みといたしましては、本年度において、鶴野苗圃にビニールハウスを設置し、季節にとらわれることなく多種多様な草花を市内花壇に咲かせることができるようになりました。また、市内花壇に花と木の実践養成教室の参加者や活動団体の方々が作成した家やお城などのモルタル造形を花壇に設置し、今までと違った花壇を見ていただくことで、花壇活動に興味を持ってもらえるような花壇づくりに取り組んでまいりました。

続きまして22番目、シティプロモーションの観点から、明和池公園と新幹線公園についてのお問いにお答えいたします。

まず、明和池公園でございますが、明和池公園は、健都における摂津市側唯一の公園として現在、周辺地域の多くの方々の運動と憩いの場所としてご利用いただいております。また、近隣マンションの開発や健都イノベーションパークの企業誘致、千里丘駅西地区の再開発など、周辺地域の

発展によりさらなる利用者の増加が見込まれるところであります。

これらポテンシャルを秘めた地域にふさわしい公園として、まずは民間活力の導入の可能性を検証し、健康と医療をテーマとしたまちを目指し、健都の特徴を生かしたさらなるにぎわいの空間とする検討を深めてまいります。

次に、新幹線公園であります。昨年の決算審査に係る委員会でも松本委員より、シティプロモーションを進めていく中で新幹線をどのようにしていくのかというご質問を受け、その答弁の中で、公園の周辺に駐車場がないことや案内板などのPR不足などが新幹線公園の利用者が増加しない問題点であるということをお答えさせていただきました。新幹線公園を広く知っていただくためにも、シティプロモーションを踏まえながら、関係部署である広報課とも駐車場の設置や案内看板などについて検討を深めてまいりましたが、場所の選定などには大きな課題があり、その課題解決には時間も必要となることから、引き続き関係部署である広報課と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○松本暁彦委員

続きまして、20番目、農業水路管理事業。水路台帳作成委託について、現状を把握するために必要だということで、その点は理解いたしました。

そこで、現状把握した水路台帳をどのように活用されるのかというところを、お聞かせください。

続きまして、21番目の花壇の位置の事業についてというところで、いろいろとモルタルの家を置いたりとか、今までとちょっと違った工夫をされているということを確認しました。私もフェイスブックでどなたかが上げていたのを確認して、実際に見に行きました。いいと思います。これはまさにインスタ映えとか、よい工夫というのは、シティプロモーションの誇りの醸成と協働人口、これをおもしろくて見に来る人ですかね、それにつながる魅力の一つとなります。

例えば、希望花壇を募り、花壇工夫コンテストなどを行うと、さらに評価されるのかと思います。評価されること、そして、インスタグラムなどで取り上げてくれることが花壇整備される方の意欲を向上させ、あるいは、参加者を促すことにつながるのかとも考えます。

この花壇整備については、緑化推進連絡会が活動されていると思います。この花壇整備で障害者の働くこと、あるいは地域貢献による幸せに活用できないかと、一昨年一般質問で提案させていただきましたけれども、こちらについてどのようになったのか、お聞かせください。

続きまして、22番目、公園維持管理事業。シティプロモーションを踏まえ、それぞれ、特に明和池公園と新幹線公園について取り組んでいくというところを理解いたしました。

明和池公園につきましては、代表質問でも要望させていただきました。ぜひしっかりとやっていただければと思います。

そして、新幹線公園について、駐車場の確保等々、さらなる検討をされるというところで理解いたしましたけれども、改めてこの新幹線公園について、令和2年度はどのように進めようとしてしているのか、お聞かせください。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の20番目、21番目、22番目の2回目の問いに、お答えしたいと思います。

まず、20番目であります。完成した水路台帳をどのように活用していくかの問いに、お答えいたします。

水路網図並びに水路台帳を活用することで、田畑の耕作者や開発業者などからの問い合わせに時間をかけず、より正確に水路の情報を伝えることができるようになり、また、水路の維持管理につきましても、今までは必要な箇所のみ修繕を行ってまいりましたが、長期、短期の修繕計画を立てることが可能となります。

治水の面におきましては、水路の上下流の流れや、あと、その流れの方向などが明確になるため、水防活動時のゲートやポンプ操作の判断材料とすることができます。

また、水路は下水道施設も兼ねていることから、今後の水路の廃止や他の施設への転用などについて、関係各課との協議を進める上で、重要な情報資料として使用してまいります。

21番目の2回目の問いに、お答えします。

日ごろより市内の緑化推進にご尽力いただいております緑化推進連絡会に参加しております花いっぱい活動団体が、現在38団体ございます。この団体で市内花壇の維持管理を行っていただいておりますが、花壇活動を行う上での問題として、どの団体からも参加者の高齢化が進み、活動が難しくなってきたとの声を聞いており、新たな参加者の獲得が課題となっております。

そのような状況の中、障害福祉課より、ある障害者団体へ、社会への貢献や、やりがいなどを感じるための一つとして、花壇活動への参加を提案したところ、興味を示してくれたとの話があり、緑化推進連絡会や関係各署と協議を行ったところ、花いっぱい活動団体として活動していただくこととなりました。

4月から活動が始まると聞いておりますが、今後は障害者の方々がやりがいを持って活動ができるよう見守りつつ、新たな担い手として、他の活動団体にも参加できるきっかけづくりとなるよう、引き続き、関係各署と連携を図ってまいります。

次に、22番目の2回目の問いに、お答えします。

新幹線公園は、シティプロモーションの観点からも重要な施設に位置づけられていることは認識しております。駐車場などの課題解決には時間が必要ではありますが、新幹線公園の魅力を発信できる周知方法やイベントなどについて、環境の場として公園を提供できるよう、シティプロモーションの関係部署である広報課とも協議を行ってまいります。

○松本暁彦委員

続きまして、20番目の農業水路管理事業というところで、水路台帳の活用については、おおむね理解いたしました。計画的な整備に使われるというところと、あと1点気になったところが、水路と下水道による排水機能の重複というところで水路の廃止という言葉がありましたけれども、改めて水路と下水道整理との差異についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、21番目、障害者が緑化推進連絡会に参加され、活動されるというところで、とてもよいかと思えます。これをきっかけに、さらに発展というのをしっかりと考えていただければと思います。緑化推進連絡会、そして関係する団体というのが、それぞれにウイン・ウインの関係になることが大切かと思えます。ぜひ、その経過を確認して、よりよい効果を踏まえ、さらに広めるなどの取り組みも考慮していただければと思います。ぜひ、この花壇等の維持管理充実事業をより

よい形で、引き続き実施していただければと思います。

こちらは要望です。以上です。

続きまして、公園維持管理事業の新幹線公園について、シティプロモーションの観点で引き続きやっていきたいということではありますが、シティプロモーションには魅力の向上が欠かせません。発信するための魅力があることが当然大切ですが、やはり、なおかつ、その魅力に引かれた方々の受け入れ素地づくりも大切であります。PRはするけれども、来る人への対応が不十分ですと逆効果になりかねません。ぜひ新幹線公園の利便性向上、駐車場の確保、例えば、JRの貨物駅に3台とか、歩道橋の下に2台、合計5台とか、幾つかの場所を合わせてトータルというところでも、選択肢ではあり得るのかなと考えております。ぜひ検討していただければと思います。

ことし11月には、吹田市の健都にある健都ライブラリーがオープンする予定でございます。そこには0系新幹線が展示されます。これを鑑みると、例えば、吹田市の健都ライブラリーの0系新幹線を見て、次に本市の新幹線公園の0系新幹線と電気機関車を見て、最後は鳥飼車輛基地の本物の新幹線を見るという、新幹線ファンには、ちょっとした魅力的な新幹線めぐりコースというのを提供することもできるのではないのでしょうか。また、そのような構想をJRにも示すことができれば、より協力も得られるのではないのでしょうか。ぜひ、いろいろと検討していただければと思います。

22番目は、以上です。

○野口博委員長

宮城課長。

○宮城水みどり課長

それでは、松本委員の20番目の3回目の質問に、お答えいたします。

さきにもご答弁いたしました。水路は用排水の機能だけでなく、下水道施設も担っており、常に密接な関係にございますが、水路を用水のみの正常な機能に戻すためには、下水道の整備が必要です。

下水道の整備に当たっては、現在、下水道整備課で二つの雨水幹線の整備が行われております。この整備が完了することで面整備も行われるようになり、それが可能となれば、下水道への雨水排水の切りかえが可能となってまいります。そうすることで、水路への雨水排水の流入がなくなり、不要な水路を廃止することが可能となります。また、不要な水路を道路側溝や下水道施設として転用することも可能となることから、今後も関係部署と連携を図りながら、水路の適正な維持管理を努めてまいります。

以上です。

○松本暁彦委員

続きまして、農業水路管理事業の件ということで、雨水対策の中で、水路と下水道の連携というのをぜひ検討していただければと思います。やはり当初の設置目的が失われた水路というのは、雨水対策用に使われているものと認識しましたが、そこにおいても、雨水も対応できる下水道整備が進めば、場所によっては、雨水対策で水路と下水道の両併用となることは、コスト面では二重に負担がかかってしまうかなと考えます。

また、設置目的が失われた水路においては、例えば、道路に形状変更するなどして、道路状況の

改善につながる、まちづくりの活性化につながることを考えております。また、狭隘道路の解消にもつながります。そしてまた、先ほど言われておりましたように、水路に流れる雨水の減少というのが水路そのものの減少、その他ポンプ場整備、水路整備でもコスト面で削減できるものと理解いたしました。これはぜひ、しっかりと、この事業を最終的な形までイメージして進めていただければと思います。

これにつきましては、以上です。

(建設部建築課)

○松本暁彦委員

続きまして23番目、主要事業4ページ、特定空家対策事務事業について。こちらも代表質問で幾つか取り上げられていたと思いますけれども、改めてこの事業の概要についてお聞かせください。

続きまして24番目、主要事業の5ページ、震災対策推進事業の中で、令和2年もされるということで、改めて事業の概要についてお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、23番目の、空家対策の取り組みの内容についてのお問いにお答えいたします。

近年、人口減少、既存住宅の老朽化、新築住宅の増加等に伴う空き家の増加によりまして、社会問題が全国的に広がり、本市におきましても大きな課題となっております。

この間、災害対応を含め、全庁的な職員による取り組みも進めてきたところでございます。

国におきましては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、それを受けまして、本市におきましても、平成28年度から庁内の横断連携体制を構築し、調査・研究を始め、平成30年度には、市の取り組む基本方針等を定めた摂津市空家等対策計画を平成31年3月に策定したところでございます。

その計画を受けまして、令和元年度から所有者の適正管理を前提といたしまして、危険な空き家に対し、この法律を使った措置を講じる取り組みを進めてきたところでございます。

具体的に申しますと、令和元年5月から、この空家法第12条という規定がございますが、助言ということで、この特定空き家の候補に該当するような危険な空き家の所有者に対しまして文書を発送いたし、再度時期を見まして、9月に連絡、応答のない2件に再度この文書を発送したところでございます。

昨年11月には、庁内の調整会議におきまして、特定空家等判定基準に該当する候補を抽出し、この2月には、特定空家等候補を摂津市で初めて認定し、ステージをアップさせて、空家法第14条1項による指導ということで文書を送付したところでございます。

この間、昨年5月20日には、大阪司法書士会のほうと、これは相続発生に伴います所有者不明問題、こちらの解決も並行して急務でございますので、連携をとりながら、この相続に伴います所有者不明問題に対しても加速化させるために、司法書士に委託も行っております。

この初めて認定させていただいたところについても相続は発生いたしておりまして、司法書士の

委託によりまして所有者を特定し、この手続を打ったところでございます。

続きまして、震災対策推進事業、耐震化促進の取り組みについてのお問いにお答えいたします。平成29年3月に策定いたしました本市の第2期耐震改修促進計画に基づき、耐震化促進の取り組みを進めてまいったところでございます。

対象は、昭和56年5月以前の建築基準法の中での、旧耐震基準と申し上げている建て方で建てられた住宅建築物で、耐震性の不足が見られますことから、所有者ご自身で耐震診断を行い、耐震性を高める補強設計及び改修工事を行っていただくことで、耐震化が図られ、安心して居住できるまちづくりに寄与するとともに、大地震時など、建物倒壊による避難路の閉塞など、地域の安全確保が狙いの事業でございます。

このため、住宅の所有者に対しまして、耐震診断や耐震改修に係る費用の一部を補助する制度を運用してきたところでございます。

また、平成28年度からは除却の補助制度、平成30年度からは耐震シェルターの補助、この間、平成30年6月に発生いたしました大阪北部地震の痛ましい事故を受けまして、この同年8月から、ブロック塀撤去補助を創設したところでございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、23番目、特定空き家対策事務事業というところで、非常にこの特定空き家の事業については大きく前進してるなということで、高く評価をいたします。司法書士会とも連携してやっているというところで、よいかと思います。

その中でちょっと気になったのが、空き家解体補助金についてですね。これは、実際にこれから特定空き家を特定して等々されるといふところなんですけれども、この空き家解体補助金についてはどのようなものかをちょっとお聞かせください。

続きまして、24番目の震災対策事業について。これについてはいろいろとしっかり進めていくというところで理解いたしました。その事業の中で、ブロック塀等撤去補助金というのは、大阪北部地震からの反映を受けて実施しているということを理解しております。

ことしも、私の近所でもブロック塀を取り壊しているところがございます。やはりこのブロック塀の解体補助金というのがまだ、いろいろとニーズはあるのかなと思うんですけれども、この現状と内容について、どのようなものかお聞かせください。

○野口博委員長

寺田課長。

○寺田建築課長

それでは、23番目の空き家対策の2回目のお問いで、空き家解体補助金の内容につきまして、ご答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、空き家対策計画に基づきまして、今年度から法律を使った形での空き家対策の取り組みを進めているところでございます。

この中で、先ほども申し上げましたとおり、文書を所有者あてに送付もいたし、連絡のやりとりができていふところについて所有者との連絡調整をさせていただいておりますが、そのやりとりにおきまして、やはり所有者の適正に管理するという意識のところ、やはり負担感があるというところ

ところで、これがひいては空き家の適正管理に結びついていない一つの要因なのかなというところは推測いたします。

危険な空き家の解体、除却に関しましても、行政が一定費用面の支援を行うことで、空き家対策の進展が加速化することも、だんだんと判明してきている状況でもございます。その中で、令和2年度から解体費用の一部を新たに創設し、これは国庫補助の制度を活用する形ではございますが、空き家対策を加速化させていきたいと考えております。

空き家が放置された状態は、ご存じのとおり、やはり老朽化の進行が早く、周辺への景観を損ねるだけでなく、放火や犯罪、建物の外壁などの倒壊リスクが高まるおそれがございます。また、仮に第三者に危害が及ぶことになると、所有者の管理責任が求められるということで、周辺の近隣地域の生活環境に対し、大変な影響を与えることになろうかと思えます。

そういったような状況の中で、やはり所有者の空き家を放置する部分では、やはり管理費用がかさんだり、解体費用も相当かかるということで、放置の状態が続く傾向にあるのかなと。また、先ほど来の代表質問でもありまして、固定資産税の税制面の特例措置というところが、建物が建っておりますと、そのまま続くというところの部分もございまして、そこが一向に進まない現状にもあるのかなと、一つの要因なのかなとも考えております。

こういうような状況を踏まえて、この解体補助金を行政が支援することによりまして、空き家対策を進展させてまいりたいと考えております。

引き続きまして、24番目の2回目のブロック塀撤去補助金の内容につきまして、ご答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、耐震化促進の一環といたしまして、ブロック塀撤去補助金の創設に至ったところでございます。これは平成30年6月の大阪北部地震によりまして、高槻市内の小学校で痛ましいブロック塀倒壊による事故が発生いたし、全国的な社会問題化をしたところで、それが契機となりまして、本市におきましても、同年8月からブロック塀撤去に関して費用の補助制度を創設したところでございます。

具体的な内容といたしますと、ブロック塀の撤去費用に最大20万円を補助する制度でございませう。公道、公園に面した高さ80センチメートル以上が対象となりまして、国や大阪府も財政支援を設立しているところでございます。

平成30年度におきましては26件、306万8,000円執行させていただいております。今年度の見込みでございませうが、14件、195万7,000円が執行予定でございませう。

引き続き、令和2年度につきましても補助制度を継続させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、23番目、特定空き家対策につきましてですけれども、もろもろの課題があるという中で、しっかりと、このように具体的予算に取り組まれたことは評価いたします。しっかりとやっていたいただければと思います。

また、2年前の総務建設常任委員会の視察で、掛川市のほうへ空き家対策計画の視察に行ったときには、空き家をなくす、あるいは空き家を有効に活用する取り組みも紹介されておりました。その点、ぜひ特定空き家を防ぐ取り組みもあわせてプッシュする必要があるかと思えます。例えば、不動産屋との連携による空き家の有効活用などで空き家の価値を高め、放置されることを防止するというところもぜひ取り組んでいただければと思います。23番目は、以上です。

24番目のブロック塀解体補助金の現状についても、ブロック塀が本市にはまだまだございます。特に、家屋密集地の塀は依然減っていないかとは思いますが、この補助金はその解消のきっかけになるものと期待しておりますので、引き続き、しっかりと、この補助金を解体への動機づけの一つとして活用し、地震時の倒壊被害を減少させるように要望いたします。

24番目は、以上です。

(消防本部総務課)

○松本暁彦委員

続きまして25番目、主要事業の5ページ、消防団活動管理事業の中で、活動時の安全性向上に向け消防団員の保安帽を更新しますというところがあります。この経緯についてお聞かせください。

26番目、同じく5ページの消防団活動事業の中で、第二分団屯所の建設工事及び第三分団屯所の解体工事を実施しますというところがあります。この事業概要についてお聞かせください。

続きまして27番目、こちら、消防団の人件費のところ、予算概要のほうです。人員増加の条例改正から、これまで本委員会においても速やかな人員増員が議論となっておりました。そこで、現状についてはどのようなものか、お聞かせください。

○野口博委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

それでは、質問番号25番、消防団に貸与する保安帽の更新についてお答えいたします。

現在、各分団に配備されております保安帽は、全て10年以上経過しており、経年劣化が進んでおります。消火活動や地震等の災害活動時に危険な場所での活動を考えますと、消防団の身を守る個人装備として、落下物等から頭を守るだけの強度があるとは決して言えないのが現状でございます。

平成26年2月7日に、消防団の装備の基準の改正により、保安帽は消防活動上、重要な個人装備として位置づけられ、衛生面から考えましても、個人貸与が適切であると考えております。

今回、導入予定の保安帽は、しころの取り外しができ、訓練時や災害時には保安帽として、消火活動時にはしころを取りつけ、防火帽として活用できる仕様を考えております。

消防団活性化総合計画検討委員会におきましても、必要な装備品の検討を行っていただき、その内容と国の基準を合わせて個人装備を充実することで、消防団員の皆様の安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、質問番号26番、摂津市第二分団屯所建設工事及び摂津市第三分団屯所解体についての質問にお答えいたします。

摂津市第二分団屯所でございますけれども、平成30年の大阪北部地震で被害を受け使用不能となり、平成30年11月に解体をいたしました。同じ場所での建てかえを計画し、令和元年度に予算措置をいただいておりますが、土地の筆界確定に時間がかかり、年度内の竣工ができる見込みがなくなりましたことから、令和2年度、改めて予算措置をお願いするものでございます。

事業費につきましては、設計委託料、管理委託料、工事費等の合計1,992万9,000円で

ございます。

次に、摂津市第三分団屯所の解体についてでございますが、旧味舌小学校跡地に建設予定の体育施設の併設施設として建設するに当たり、令和2年度に現屯所の解体工事の費用を計上するものでございます。

事業費は、工事管理委託料が68万円、解体工事費が507万5,000円で、合計575万5,000円でございます。

続きまして、27番目の質問の、消防の人員体制について、現状はどうかというご質問にお答えいたします。

平成30年4月に条例改正をいただき、現在の消防職員の定数は103名となっております。平成31年4月採用の職員が10月に消防学校初任科を終え、6名がふえ、現在の消防本部の消防吏員数は98名となっております。

その内訳は、日勤者が消防長、次長を含めまして、総務課4名、予防課7名、警備課2名、指令センターが1名の計16名でございます。隔日勤務者におきましては、消防署警防第1課、第2課及び警備課を合わせまして77名、指令センター5名となっております。加えて、事務嘱託員が2名で、総務課、予防課にそれぞれ配置しております。現在は、合計100名体制で職務に当たっております。

昨年11月から救急体制の強化ということで、本署の選任救急隊を2隊にふやし、また、千里丘出張所に救急車を配備、運用を開始するに当たり、日勤から隔日勤務へのシフトを行うなど、消防本部内で創意工夫を行い、運用してきたところでございます。

令和元年10月の新規採用者3名でございますが、現在は大阪府立消防学校初任科に入校しております。この者たちも3月27日に修業を終え、令和2年4月には、この3名も含め103名となります。

今後も、消防に対する社会のニーズ等を注視しながら、さらなる消防体制の充実強化に努めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、25番目の消防団管理事業の保安帽の件というところで、こちらは火災だけではなくて、重要な個人貸与であるというところについては理解いたしました。

私も大阪北部地震の際、消防団で地域を回ったときは、当然普通の帽子で移動したんですけども、そういったときに上から瓦屋根が落ちてくるとか、そういったことを考えたときには、こういった保安帽がやはり必要なのかなというのは、改めて理解いたしました。

ただ、実際にそれをどう配布するのか、お聞かせください。今までは、別府分団でも、屯所の中にも集積をしているんですけども、どのような形で保管するのかとか、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

続きまして、26番目の第二分団屯所建設と第三分団屯所解体の事業の概要については、おおむね理解いたしました。

この中で特に第二分団屯所建設は、なかなか前に進まなかったというところですけども、どのような経緯になって至ったのか、改めてお聞かせください。

続きまして、27番目の人件費。人員増加、ほぼ条例どおりに今、人員を確保しているということで理解いたしました。ぜひその体制をしっかりと維持していただければと思います。これは、要

望にさせていただきます。

平時はまだしも、大災害というものは、この人数でも対応することはなかなか難しいのが、恐らく現実かなと思いますので、その点について、やはり有事においては広域連携というのものも、消防としてもしっかりと考えていただきたいなと思います。ぜひ広域連携の強化についても、幾度も提言させていただいておりますけれども、令和2年度もぜひ広域連携強化についてしっかりと検討していただければなと思います。これは、以上、要望になります。

○野口博委員長

松田部参事。

○松田消防本部参事

25番目の保安帽の配布の仕方、管理及び保管についてのご質問に、お答えいたします。

保安帽の購入数につきましては、基本団員分及びOB団員分合わせて370個を一括購入し、一斉に貸与する予定でございます。

貸与の時期につきましては、仕様書の作成、入札を終えた後、発注から納品まで約4か月ぐらいかかると聞いておりますので、大体11月ごろには配布できるかと考えております。

次に、管理及び保管についてでございますけれども、分団によって異なるとは思いますが、これまで屯所内での保管、車両に積載しておられるところがほとんどだと伺っておりました。新しい保安帽の貸与後は、個人保管をお願いしたいと考えております。地震等の災害発生時におきましては、まず自分の身を守ることを最優先に考えていただき、また、ご家族の安全が確保された後に、自宅から屯所へ向かう場面も想定されますので、その間の安全も確保しなければなりません。個人装備の重要性をご理解いただき、個人での保管、管理をお願いしたいと考えております。

続きまして、26番目、摂津市第二分団屯所建設がおくれた経過についての質問に、お答えいたします。

平成30年度末に建設に必要な屯所用地、境界測量を終え、その結果に基づき、隣地所有者と筆界確認合意後に、順次設計、建築を予定しておりましたが、見解の違いにより合意が得られず、法務局に判断を委ねることとなりました。平成31年3月に、筆界特定制度への申請を行ったところでございます。結果が出るまで約10か月を要し、昨年末に法務局の判断が出されたところで、その後1月末に双方で最終合意を得られたところでございます。年度の残り2か月で設計の入札、設計委託及び建設に期間的な困難な状況となり、補正で一旦減額いたしましたことから、改めて令和2年度当初予算で計上いたすものでございます。

地元の副団長及び第二分団の分団長には、都度、報告を行ってまいりました。歳末非常警戒期間までの完成を熱望されておられますことから、12月中旬までの完成に向け、鋭意進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、25番目、保安帽の件ですけれども、個人貸与ということで個人管理、個人保管というところについては理解いたしました。ぜひ、そのためにどうすべきか等、例えば訓練では保安帽着用で来てもらうとか、そういった保安帽を着用させるところの取り組みを一つ、動機づけというのを考えていただければなと思っております。なかなか、ふだんなれていないところから、果たして本当に家に保管して、何かあったときにそれをかぶってくるのかというところが、なれるまで

やはり時間がかかると思います。それを速やかに対応できるような工夫というものも必要かなと考えております。

この保安帽の取り組みは、非常によいものかと思えます。共助の核となる防災リーダーというのは、やはり消防団と防災サポーター、この二つかと考えております。現場はまさに消防団、そして避難所運営などは防災サポーターと、それぞれに役割を發揮してこそ、大災害における取り組みに効果があるかと思えます。ぜひ、そこは総務部等もしっかりと連携して、それぞれの役割をしっかりと、ある程度明確化して、それぞれが最大限發揮できるように取り組まれるよう要望いたします。

25番目は、以上です。

そして、26番目につきまして、いろいろと多々問題があつて、ようやく第二分団屯所の建設工事へ至るところで、こちらについても理解いたしました。ぜひ着実に実行していただくように、こちらは要望とさせていただきます。

(消防本部警備課)

○松本暁彦委員

最後に28番目、主要事業の5ページ、消防本部車両・資機材整備事業についてということで、令和2年度の事業内容について、どのようなものかお聞かせください。
以上です。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号28番、主要事業の5ページ、消防本部車両・資機材整備事業に記載しております事業内容についてお答えいたします。

事業内容は、消防ポンプ自動車と救命ボートの更新でありまして、まずは消防ポンプ車でございますが、味生出張所に配備いたしております消防車両であり、消防車両更新計画に基づき、令和2年度に1台更新を実施するものでございます。

消防車両更新計画は、消防車両の特殊性を勘案し、車両によって更新年数、更新走行距離を定めているものでございます。

今回、更新の消防ポンプ自動車は、平成15年度に整備された車両でございまして、購入から17年が経過し、長年緊急出動を繰り返すたびに、エンジン関係はもとより、全車重を支える足回り、また電気系統などに著しく劣化が進んでいる状況となっているため、更新整備を実施するものでございます。

続きまして、救命ボートの更新でございまして、こちらも消防車両更新計画に基づき、令和2年度に1艇更新を実施するものでございます。

本市におきましては、一級河川の淀川をはじめ、安威川、大正川、山田川が流れており、大規模氾濫時の警戒、また、水難救助用といたしまして本署、そして、各出張所に各1艇、合計4艇の救命ボートを保有し、配備しております。

そのうち、今回更新を予定しておりますのは、味生出張所配備の救命ボートでございます。現有

の救命ボートは配備から14年が経過しており、船体のゴム、敷板などの傷みも激しく、著しく経年劣化が進んでいるため、今回、更新整備を実施するものでございます。以上でございます。

○松本暁彦委員

最後、消防本部車両・資機材整備事業で、味生出張所のタンク車と水害対応用のボートということで、劣化があるため更新するという事は理解いたしました。

そこで、この新しい機材導入の効果というのはどのように考えているのか、お聞かせください。以上です。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号28番、松本委員からの2回目のご質問、更新に伴う導入の効果、メリットについて、お答えいたします。

まずは、消防ポンプ自動車でございますが、今回更新整備を計画しております車両は、ST車、いわゆるスモールタンク車でございます。メーカー基準により若干は異なりますが、約800リットルの小型水槽を装備しております。また、圧縮空気泡消火装置、いわゆるCAFSを装備しており、一般火災や車両などの火災には、大変効果的に対応することが可能となっております。この装置は、消火薬液を使用し、圧縮空気泡消火システムを用い、車両に積載されておりますコンプレッサーで空気を作り、水と薬液と空気の混合水を吐水口から送水することが可能なものでございます。スモールタンク車の水槽容量は約800リットルですが、CAFS装置を使用することにより、約15倍の1万2,000リットル分に相当する消火性能があり、非常に有効なシステムとなっております。このシステムの活用により、消火栓等水利条件が良好ではない高速道路での車両火災などにも多様に対応することが可能となるものでございます。

昨年度、本市を襲来した地震や大型台風対策を考慮するとともに、今後発生危険性が高いと言われております南海・東南海トラフ地震も見据えながら、本市地域の実情に沿った摂津市独自の機動性の高い消防車両を研究し、更新整備を実施するものでございます。

続きまして、救命ボートの更新の効果、メリットでございます。

現在使用の救命ボートは、水難救助等災害発生時において出動し、救助活動を実施いたしますが、河川の増水後である事案が多数でありまして、水面・水中には多くの浮遊物が流れている状況での活動となり、流木など浮遊物に船体、スクリュー等が接触する中での作業となり、ボート船体は著しく劣化が進んでおります。

修理につきましては、署員修理で船体の小さなピンホール程度の穴あき修理を実施しておりますが、署員にて対応し切れない、メーカーなど業者による修繕回数もふえてきているのが現状であります。メーカーなど業者による修繕となりますと、特殊品の特殊加工での修理となりまして、修理期間が長期になることとなり、水難救助活動に支障を来しているのが現況でございます。

消防本部といたしましては、このような状況を打破するためにも、救命ボートを更新整備いたしまして、今後も、水難事故、大型台風の襲来、ゲリラ的集中豪雨による河川の増水時や地域の水害発生時などには、活動の支障のない救命ボートを迅速に出動させまして、消防車両が通行できない水上であっても、しっかりと市民の安全・安心を厳守することを可能としていくものでござい

す。以上でございます。

○松本暁彦委員

続きまして、28番目の消防本部車両の件ですけれども、このスモールタンク車は、摂津市独自で、摂津市のまちに特化した高機能車両というところで理解いたしました。また、水難救助ボート、こちらも河川氾濫対応ということで理解いたしました。やはりさまざまな災害に対応して、しっかりとその場で機能を発揮できる装備というものの整備に取り組んでいただければと思います。

そこで改めて、実際廃車になるタンク車についてはどのような扱いになるのかなど、確認の意味でお聞かせください。以上です。

○野口博委員長

木下課長。

○木下警備課長

それでは、質問番号28番、松本委員からの3回目のご質問、消防ポンプ自動車の更新に伴いまして、更新後の廃車になる消防ポンプ自動車をどうするのか、その考えについて、お答えいたします。

本市消防本部におきまして消防車両の更新につきましては、一昨年度までは新規更新車両業者において適切、安全に車両を処分、廃棄しているのが現状でありました。それには経緯がございまして、平成16年に廃棄された救急車が政治団体の街頭宣伝車として使用されたことが発覚いたしまして、消防車両の悪用を防止するため、廃棄後の処分方法について、各消防本部に消防庁から通知がなされ、周知徹底が図られたことが理由でございました。

しかしながら、消防車両の公売、インターネットオークションを活用し、市の財産であり公用車でもある消防車両を適正に公売いたしまして、市の歳入をふやすことは大変大きなメリットでございます。この件は、以前より議会からのご提案もいただいております。本市消防本部では、前年度より、先進市からの教示、また研究を重ねるとともに、公売で実績のあります総務部防災管財課と調整、協議を進めまして、消防庁からの通知に抵触しない範囲でインターネットオークションを実施し、バン型の消防車である旧の指揮車と旧の救急自動車、あわせて2台の売買を完了したものでございます。

なお、今回は、まだ売買の実績のない消防ポンプ自動車でありますので、さらに研究、調査を重ね、関係課と調整、協議を行い、よりよい方向性を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本暁彦委員

最後、28番目、廃車になるタンク車についてはオークションで取り扱うというところで、初めての試みということで理解いたしました。資源の有効活用、市財政への貢献というところで評価いたします。いずれにしても、適切な、このような形で、さまざまな工夫をしていただき、市財政への貢献、そして、あわせて、よりよい事業の推進に努めていただければと思います。

以上です。質問を終わります。